

## 後期高齢者医療制度 ～高額介護合算療養費について～

圏北海道後期高齢者医療広域連合  
Tel 011-290-5601  
保険係Tel 74-4745

高額介護合算療養費とは、医療保険と介護保険の両方を利用して世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。なお、支給対象の方には、3月下旬頃に申請のお知らせを郵送しますので、申請書に必要事項を記入のうえ、保険係（1階6番窓口）へご提出ください。

医療費の自己負担額

介護サービス利用の自己負担額

世帯ごとに合計

高額医療・高額介護合算療養費

限度額を超えた分を支給

▲限度額

### 自己負担限度額表（令和5年度分）

【1年分の自己負担額の計算期間（令和5年8月1日～同6年7月31日）】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	【課税所得 690万円以上】	212万円
		【課税所得 380万円以上】	141万円
		【課税所得 145万円以上】	67万円
2割	一定以上所得者	【課税所得 28万円以上】	56万円
1割	一般	—	—
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

（※1）世帯全員が住民税非課税で区分Ⅱに該当しない方

（※2）世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その支給額が80万円以下）または高齢福祉年金を受給している方

- ・後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ・支給額が500円以下の場合には支給されません。

## 選挙の時のために住民票の手続きを忘れずに

圏選挙管理委員会  
Tel 74-8794

進学や就職などで引っ越しをする方は、住民票の手続きを忘れずに行いましょう。新しい住所に住民票を移した場合、次のとおり選挙の投票ができます。

- 住民票を移してから…
- 3か月が経過すると、新しい住所地で投票できます。
  - 3か月が経過する前に選挙があった場合は、引っ越し前の住所地で投票できます。
- ※引っ越し前の住所地に3か月以上住んでいた必要があります。

Q 引っ越し前の住所地に行けない場合は？

A 「不在者投票」ができます！

- ・不在者投票は選挙期間中に仕事や旅行などのため、現住所地以外の市区町村に滞在している方が、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票を行うことができる制度です。
- ・投票用紙などの郵送に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。

